**ソフトウェア使用許諾契約書**

パイオニア株式会社（以下「当社」といいます。）が定める、このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）には、iPhone/iPad及びAndroid OS端末向けアプリケーション「ドライブレコーダーインターフェース」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用条件及び当社と本ソフトウェアを使用されるお客様（以下「使用者」といいます。）との間における、権利義務関係が定められています。本ソフトウェアを使用するには、本契約書をお読みいただいたうえで同意いただく必要があります。

**第１条（本契約書の適用）**

　　本契約書は、本ソフトウェアの使用条件及び本ソフトウェアの使用に関する当社と使用者との権利義務関係を定めることを目的とし、当社と使用者との間の本ソフトウェアの使用に係る一切の関係に適用されます。

**第 2 条（本契約の成立）**

　　本契約は、使用者が本契約書に同意したとき成立するものとします。本契約書に同意いただけない場合、使用者は速やかに本ソフトウェアを削除するものとします。

**第３条（使用許諾）**

使用者は、本ソフトウェアを、自己の所有するiPhone/iPad及びAndroid OS端末（以下、「対応端末」といいます。）にインストールし、使用することができます。なお、本ソフトウェアは、対応する当社ドライブレコーダーユニット製品をお使いになる際に使用することを目的としています。

**第４条（第三者による本ソフトウェアの使用）**

　　使用者は、本契約の各条項を遵守することを条件として、本ソフトウェアがイントールされた対応端末を貸与する方法により、本ソフトウェアを第三者に使用させることができるものとします。この場合において使用者は、当該第三者に対して本契約の各条項を遵守させるとともに、かかる違反について一切の責任を負うものとします。

**第５条（制限事項）**

使用者は、本ソフトウェアに関して、次に掲げる行為を行ってはなりません。

• 複製物の作成

• 改変・改造

• 二次的著作物の作成

• 譲渡、転売その他第三者への提供

• リバースエンジニアリング、デコンパイルその他の解析

**第６条（著作権等）**

本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、当社、当社の関連会社又は当社のライセンサーに帰属します。本ソフトウェアは、著作権法及び国際条約の規定により保護されています。

**第７条（保証及び技術サポートの否認）**

本ソフトウェア及びそれに付随する一切の資料等は、現状のまま提供されます。当社は、使用者及び第三者に対して、これらの商品性、特定目的への適合性、正確性、有用性、第三者の権利の非侵害その他一切の事項について保証しません。なお、当社は、これらについて継続的に提供すること及びアップデート等の技術サポートを行うことについて保証しません。

**第８条（本ソフトウェアの提供終了）**

　　当社は、本ソフトウェア又は本ソフトウェアの機能の一部若しくは全部について、その提供を終了する場合があります。この場合においても使用者は、何らの異議を申立てないものとします。

**第９条（責任制限）**

当社及び本ソフトウェアの提供者は、使用者が本ソフトウェア及びこれに付随する一切の資料を使用し又は使用できなかったことに関連して生じる一切の損害（通常損害、特別損害、逸失利益、情報の消失・毀損などによる損害を含みますが、これらに限られません）に関して、損害が生じる可能性を予見できた場合であったとしても、一切責任を負いません。但し、強行法規によってかかる付随的又は間接損害に対する責任の制限が認められない場合には、かかる責任制限は適用されないことがあります。

**第１０条（契約の終了）**

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用者へ通知をすることなく、本契約を終了することができるものとします。

• 使用者が本契約書の内容に違反した場合

• 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある行為を行ったことが判明した場合

• 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与え、又はその恐れがある行為を行ったことが判明した場合

• 犯罪行為、違法行為、公序良俗に反する行為、又はその恐れがある行為を行ったことが判明した場合

• その他当社が不適切と判断する行為を行ったことが判明した場合

**第１１条（輸出禁止）**

使用者は、アメリカ合衆国の法令及び本ソフトウェア及びそれに付随する一切の資料等を取得された国の法令が認めている場合を除き、本ソフトウェア及びそれに付随する一切の資料等を輸出又は再輸出することはできません。また、本ソフトウェア及びそれに付随する一切の資料等を、次のいずれの者に対しても、輸出又は再輸出することはできません。

（a）アメリカ合衆国の通商禁止国

（b）アメリカ合衆国財務省の懸念顧客リスト(Specially Designated Nationals List )上の一切の者

（c）アメリカ合衆国商務省の懸念顧客リスト（Denied Person’s List/Entity List）上の一切の者

使用者は、上記（a）に該当する国に居住しておらず、また、上記（ｂ）のリストに掲載されていないことを表明および保証するものとします。また、使用者は、本ソフトウェアおよびそれに関連するドキュメントをアメリカ合衆国の法令にて禁止されるいかなる目的（核兵器、ミサイル、化学兵器、または細菌兵器を含みますが、これに限定されません）にも使用しないものとします。

**第１２条（本契約書の変更）**

当社は本契約書を変更する必要があると考える場合、その内容を変更できるものとします。この場合において当社は、使用者に対して変更後の本契約書の内容および効力の発生時期を事前に当社が適当と考える手段により通知するものとします。

**第１３条（権利義務の譲渡禁止）**

使用者は、本契約書に基づき有する権利および義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

**第１４条（分離可能性）**

本契約書のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約書の残りの規定および、一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、なお完全にその効力を有するものとします。

**第１５条（準拠法）**

本契約は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。本契約は、本ソフトウェアの使用について、当社と使用者の間における一切の合意を記載するものであり、本件に関する従前の合意に優先して適用されます。

**第１６条（紛争解決）**

本契約に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上